

介護保険負担限度額認定証の申請について

施設サービスとショートステイを利用する方の食費・居住費は、全額ご本人で負担していただく必要があります。しかし、所得が低く、食費・居住費を負担することが難しい利用者には、申請により、その一部が介護保険から「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として支給されます。

この度、特定入所者介護サービス費（介護保険負担限度額認定証）の有効期限が令和6年7月31日までとなっています。現在、有効期限までの介護保険負担限度額認定証をお持ちの方について、下記とおり更新申請の受付を行います。

記

1. 更新申請期間令和6年6月3日（月）～令和6年6月28日（金）
2. 提出場所佐賀中部広域連合または市町の高齢者福祉の窓口（郵送可）
3. 申請結果の発送令和6年7月中旬

【利用者負担段階と対象要件】

利用者負担段階	対象となる人	
第1段階	生活保護受給者 世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で老齢福祉年金受給者	預貯金等の合計が <u>1,000万円</u> （夫婦は2,000万円以下）
第2段階	世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で 合計所得金額＋課税年金収入＋非課税年金収入が80万円以下の方	預貯金等の合計が <u>650万円</u> （夫婦は1,650万円以下）
第3段階①	世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得金額＋課税 年金収入＋非課税年金収入が80万円超120万円以下の方	預貯金等の合計が <u>550万円</u> （夫婦は1,550万円以下）
第3段階②	世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得金額＋課税 年金収入＋非課税年金収入が120万円超の方	預貯金等の合計が <u>500万円以下</u> （夫婦は1,500万円以下）
第4段階	上記以外の方	

【更新申請に必要なもの】

- ①負担限度額認定申請書（表面）・同意書（裏面）と預貯金等※に関する申告の添付書類
 - ②被保険者、配偶者の個人番号がわかるもの（個人番号を記載される場合）
 - ③申請者の個人番号カードもしくは本人確認できる書類（運転免許証など）（個人番号を記載される場合）
- ※預貯金等の添付書類は、被保険者本人と配偶者名義の全てが必要です。

預貯金等の種類	申請時に添付するもの
預貯金（普通・定期等）	通帳等の写し（名義、金融機関名、口座番号、直近2か月の明細と残高のわかるところ）※最新の記帳をしたもの
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金（現金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど） ※預貯金等の合計額から負債の額を控除する取扱い	金銭消費貸借契約書など

問合せ先 佐賀中部広域連合 給付課 給付係
〒840-0826 佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル5階
TEL 0952-40-1134 FAX 0952-40-1165